



秋の全国交通安全運動

平成30年9月21日(金)~9月30日(日)

交通事故死ゼロを目指す日 9月30日



運動の重点

子供と高齢者の安全な通行の確保と
高齢運転者の交通事故防止

夕暮れ時と夜間の歩行中・
自転車乗用中の交通事故防止



自主返納をしましょう！ 運転を卒業する勇気！



全ての座席のシートベルトと
チャイルドシートの正しい着用の徹底



ヘルメット
着用！

反射材 身に付けて☆

後部席も必ず
ベルト着用！



飲酒運転の根絶

飲酒運転「しない！させない！同乗しない！」

滋賀県独自の重点！ 横断歩道利用者の安全確保

- 横断歩道では、**歩行者が優先**です。横断歩道を渡ろうとする歩行者を認めた場合、**横断歩道の手前で必ず停止**し、歩行者に道を譲りましょう。
- 歩行者が道路を横断するとき、付近に横断歩道があれば、**必ず横断歩道を利用**し、左右の安全確認を行い、車が停止してから横断を始めましょう。

横断歩道での事故

横断歩道では、車ではなく歩行者が優先となります。多発!

但し BUT! 違反です!!

道路交通法第38条第1項 ① 罰則 ②

歩行者の皆さんへ

信号機のない横断歩道を渡る時は、必ず安全確認と「私、渡ります」といった意思表示を心がけましょう!

3月以下の罰金または5万円以下の罰金 (損失額は10万円以下の罰金)

歩行者・ドライバー双方の意思表示が安全の鍵となります!

滋賀県警察・滋賀県自動車商業協同組合

※横断歩行者保護のチラシ



横断歩行者妨害の違反(事故)をすると...



道路交通法第38条第1項 **横断歩道等に接近する場合の義務**

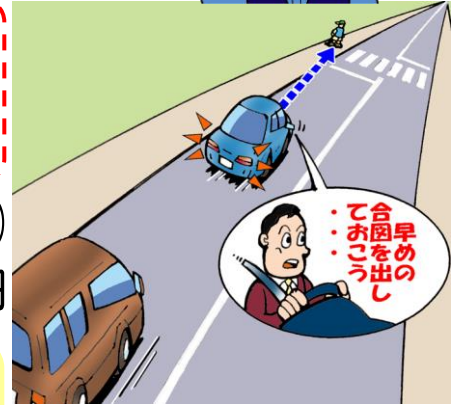
車両等は、横断歩道等に接近する場合、その横断歩道等の直前（停止線の直前）で停止できるような速度で進行しなければならない。

罰則 3月以下の懲役または5万円以下の罰金（過失犯は10万円以下の罰金）

違反点 2点 **反則金** 普通車(軽自動車含む)9,000円

横断歩行者を認めた場合、横断歩道の手前で必ず停止し、歩行者に道を譲りましょう。

歩行者が道路を横断するとき、付近に横断歩道があれば、必ず横断歩道を利用し、左右の安全確認を行い、車が停止してから、横断を始めましょう。



横断歩行者を発見したら
後続車にブレーキで合図をしましょう。



『キラリ☆ピカッと』交通安全反射材フェアを開催します！

日が暮れる時間が早くなるこの季節は、夕暮れ時や夜間の交通事故が増加するため、多くの方々に反射材の効果を広く知っていただき、また反射材を使っただけことを目的に、交通安全反射材フェアを開催します。

世界にたった一つのオリジナル反射材をつくってみませんか？

- 日時：平成30年9月9日（日）午前10時から午後3時ころ
- 場所：西武大津店 6階エスカレーター前
ご来場お待ちしております。ぼくに会いに来てね。



高齢者をねらう
詐欺の手口！

電話で息子や孫を名乗る **オレオレ詐欺** に注意！

「風邪をひいている」と言っている → 声が違う、本当は別人！
 「携帯電話の番号が変わった」と言ってきた → 本当の息子や孫に連絡させないため！

★★手口★★

電話で息子や孫を名乗り、「会社のお金を使い込んだ」「女性を妊娠させた」等の理由で大金を請求し、息子の知り合い（会社の上司や友人、弁護士等）を装った男が訪れて現金をだまし取る！（または●●（遠くの駅等）に現金を持って来させてだまし取る！）



家族や知り合いに高齢の方がおられたら、教えてあげてください！

施設の窓口に掲示するなど、必要な方々にご覧いただけるようご協力ください。

FAX配信からインターネットのE-mail配信に変更のご希望があれば、下記にご連絡ください。また、県警HPでもご覧いただけます。

滋賀県警察本部交通企画課 高齢者交通安全推進室 ふれあいチーム
TEL 077-522-1231（代表） Eメール x0022@police.pref.shiga.jp